

兵庫県公報

令和5年9月29日 金曜日 第452号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 特定農業用ため池の指定（農地整備課）	2
○ 特定ため池の指定（同）	2
○ 令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	3
○ 令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部改正（同）	3
○ 令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	4
○ 令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	5
○ 令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	6
○ 令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	6
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	7
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	8
○ 令和4年兵庫県告示第1248号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	8
○ 令和4年兵庫県告示第1249号（特定ため池の指定）の一部改正（同）	8
○ 特定漁港漁場整備事業計画変更の案の縦覧（水産漁港課）	9
○ 令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	9
○ 平成30年兵庫県告示第355号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	10
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	10
○ 建築基準条例に基づく区域の指定（建築指導課）	11
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	11
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	11
○ 同 上（中播磨県民センター）	12
○ 同 上（同）	12
病院局公告	
○ 落札者等の公示	12
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	13
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	15

告 示

兵庫県告示第978号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	人妻集団性交クラブ	新東宝映画
映 画	哀れなるものたち (原題) POOR THINGS	ウォルト・ディズニー



兵庫県告示第979号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市 町 名	指定した特定農業用ため池	市 町 名	指定した特定農業用ため池
神戸市	二ツ坂の池ほか77箇所	高砂市	私池ほか7箇所
洲本市	福利ヶ池ほか2箇所	加東市	芦原池
たつの市	奥新池	猪名川町	山瀬池
西脇市	五領池	福崎町	柳田池
三木市	三太郎池		



兵庫県告示第980号

ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定により特定ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
神戸市	内野池上池ほか39箇所	三田市	槇ノ谷上池
たつの市	西の峠池ほか1箇所	南あわじ市	竹谷中池
赤穂市	西池	加東市	宮山池（1）ほか1箇所
三木市	藪池小池ほか1箇所	上郡町	横谷小池
小野市	上の池ほか1箇所		

兵庫県告示第981号

令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	白川大池ほか137箇所	丹波篠山市	市谷池（瀬利）ほか31箇所
姫路市	玉手池ほか136箇所	丹波市	古池ほか31箇所
西宮市	新池（金仙寺奥ノ池）ほか4箇所	南あわじ市	大谷上池ほか86箇所
洲本市	山ノ神池ほか156箇所	朝来市	末谷池ほか12箇所
相生市	堂谷池ほか1箇所	淡路市	重郎兵衛池ほか136箇所
豊岡市	三谷池ほか4箇所	宍粟市	新池ほか6箇所
加古川市	上新池ほか90箇所	加東市	カゴ池ほか185箇所
たつの市	下池ほか43箇所	猪名川町	畑田下池ほか14箇所
赤穂市	権現池ほか15箇所	多可町	牧野大池ほか24箇所
西脇市	大木大池ほか82箇所	稲美町	荒内池ほか35箇所
宝塚市	大山ノ池ほか3箇所	神河町	段ノ池ほか2箇所
三木市	皿池ほか91箇所	市川町	イヤ谷新池ほか21箇所
高砂市	北脇新池ほか10箇所	福崎町	金垣内池ほか56箇所
川西市	大草上池ほか12箇所	太子町	西ノ下池ほか7箇所
小野市	芦谷1号ほか145箇所	上郡町	三軒谷池ほか20箇所
三田市	奥ノ谷口池ほか14箇所	佐用町	奥山溜池ほか14箇所
加西市	旅順池ほか164箇所	香美町	笠波池ほか1箇所

兵庫県告示第982号

令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	幸徳大池ほか289箇所	養父市	篠谷上池ほか4箇所
姫路市	町坪池ほか122箇所	丹波市	森ノ下池ほか14箇所
明石市	黒星池ほか70箇所	南あわじ市	かろふと下池ほか187箇所
西宮市	上ヶ平池（鮫貝池）ほか6箇所	朝来市	くづい池ほか9箇所
洲本市	川原池ほか185箇所	淡路市	奥ノ内池ほか330箇所
伊丹市	西池黒池	宍粟市	山田池
相生市	大陣原下池ほか59箇所	加東市	尾巻池ほか85箇所
豊岡市	松原池ほか10箇所	猪名川町	畑田中池ほか45箇所
加古川市	新池ほか114箇所	多可町	垣内池ほか59箇所
たつの市	山根上池ほか22箇所	稲美町	三ツ池ほか36箇所
赤穂市	新池ほか2箇所	播磨町	城池ほか7箇所
西脇市	皿池ほか28箇所	神河町	丸池ほか5箇所
宝塚市	弓場池ほか80箇所	市川町	塩谷下池ほか46箇所
三木市	新池ほか455箇所	福崎町	丸池ほか19箇所
高砂市	清水池ほか3箇所	太子町	下アング池ほか4箇所
川西市	久代下池ほか17箇所	上郡町	休治新池ほか15箇所
小野市	鳴谷池ほか44箇所	佐用町	永谷田池ほか19箇所
三田市	松谷池ほか148箇所	香美町	弥三郎池ほか2箇所
加西市	庄次郎池ほか215箇所	新温泉町	奥山池ほか3箇所
丹波篠山市	宝谷池ほか25箇所		



兵庫県告示第983号

令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	小河大池ほか36箇所	朝来市	和田池
姫路市	隠谷下池ほか51箇所	淡路市	奥ノ谷池ほか81箇所
西宮市	瓢箪池ほか2箇所	宍粟市	近江ヶ谷池ほか3箇所

洲本市	山神中池ほか43箇所	加東市	新池ほか93箇所
相生市	馬道池ほか2箇所	猪名川町	北谷池ほか7箇所
加古川市	新池ほか6箇所	多可町	奥桑谷池
たつの市	地獄谷池ほか17箇所	稲美町	奥の池
赤穂市	荷子台池ほか2箇所	神河町	慈増寺池ほか1箇所
西脇市	新池ほか9箇所	市川町	日原西ノ谷口池ほか1箇所
三木市	谷奥大池ほか15箇所	福崎町	向内池ほか1箇所
小野市	聾池ほか32箇所	太子町	ナタン池
三田市	伊助谷池ほか24箇所	上郡町	梅谷池ほか19箇所
加西市	翁谷口池ほか61箇所	佐用町	柴谷古池ほか16箇所
丹波市	大正池ほか40箇所	新温泉町	タチヤ池ほか3箇所
南あわじ市	八木小屋池ほか6箇所		



兵庫県告示第984号

令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	笹原池ほか150箇所	養父市	新宮坂池ほか2箇所
姫路市	唐立池ほか71箇所	丹波市	益水池ほか55箇所
明石市	又池ほか11箇所	南あわじ市	新池ほか35箇所
西宮市	小池（辻池）ほか11箇所	朝来市	ホドワ池ほか6箇所
洲本市	長池（木原池）ほか111箇所	淡路市	川池下池ほか184箇所
相生市	真谷古池ほか6箇所	宍粟市	天神上池ほか2箇所
豊岡市	中谷池ほか2箇所	加東市	坂池ほか60箇所
加古川市	狐池ほか15箇所	猪名川町	西の池ほか41箇所
たつの市	前池ほか34箇所	多可町	馬場池ほか12箇所
赤穂市	ハブ池ほか5箇所	稲美町	芦池
西脇市	島田池ほか12箇所	神河町	山田池
宝塚市	ナベガ谷池ほか20箇所	市川町	牛谷池ほか19箇所

三木市	1号池ほか182箇所	福崎町	蓮池ほか13箇所
川西市	正覚池ほか5箇所	太子町	檜谷上池ほか4箇所
小野市	アシ谷奥池ほか49箇所	上郡町	桐ヶ田尾池ほか7箇所
三田市	松林寺池ほか198箇所	佐用町	柴谷新池ほか23箇所
加西市	境谷池ほか149箇所	香美町	芝池下池
丹波篠山市	奥谷池ほか71箇所	新温泉町	平林池ほか13箇所



兵庫県告示第985号

令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	宮前の池ほか62箇所	丹波篠山市	天神池（大上）ほか67箇所
姫路市	西山大池ほか46箇所	養父市	四田谷池ほか7箇所
明石市	第17号池ほか4箇所	丹波市	新池ほか25箇所
西宮市	神呪池ほか2箇所	南あわじ市	内ヶ谷上池ほか79箇所
洲本市	杭田池ほか125箇所	朝来市	直谷池
相生市	岩屋谷池ほか16箇所	淡路市	井戸尻池ほか168箇所
豊岡市	梅ヶ坪池ほか3箇所	宍粟市	船谷池ほか30箇所
加古川市	新内池ほか24箇所	加東市	神山池ほか68箇所
たつの市	車池ほか41箇所	猪名川町	弁天池ほか18箇所
赤穂市	亀谷池ほか18箇所	多可町	新池ほか25箇所
西脇市	清水池	神河町	南山池ほか1箇所
宝塚市	寺西池上ほか8箇所	市川町	日原西ノ谷奥池ほか4箇所
三木市	三割池ほか83箇所	福崎町	黒田池
高砂市	高砂-359ほか3箇所	太子町	向池ほか5箇所
小野市	中之池ほか10箇所	上郡町	野尻池ほか26箇所
三田市	大門上池ほか25箇所	佐用町	本谷池ほか30箇所
加西市	了徳寺池ほか10箇所	香美町	上林池



兵庫県告示第986号

令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	大鳥喰池ほか42箇所	加西市	前田池ほか3箇所
姫路市	上池ほか18箇所	丹波篠山市	篠-911ほか20箇所
明石市	平池ほか1箇所	養父市	平山池ほか1箇所
洲本市	しんず池ほか23箇所	丹波市	三原池ほか1箇所
相生市	湯ノ谷池ほか8箇所	南あわじ市	八ツ股池ほか28箇所
豊岡市	椎木池ほか5箇所	朝来市	寺内池ほか1箇所
加古川市	伝兵衛池ほか20箇所	淡路市	新池ほか64箇所
たつの市	平成池ほか2箇所	宍粟市	南池ほか8箇所
赤穂市	釜谷池ほか5箇所	加東市	大谷中池ほか6箇所
西脇市	堂屋敷池②ほか2箇所	猪名川町	畑ヶ田池ほか21箇所
宝塚市	馬淵池ほか6箇所	多可町	弁天池ほか18箇所
三木市	奥の池ほか28箇所	神河町	西山池
高砂市	上座エ門池	市川町	入角米山池ほか9箇所
川西市	東谷下池ほか1箇所	太子町	中ノ池
小野市	小野工業団地2号調整池ほか1箇所	上郡町	西岡池ほか10箇所
三田市	まとば池ほか63箇所	新温泉町	奥中池



兵庫県告示第987号

令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	家の上池（にしかど池）	淡路市	西ノ谷池
姫路市	亀池	宍粟市	山田池ほか3箇所
西脇市	記念池	加東市	藤治池ほか7箇所
高砂市	大池	猪名川町	丸尾池

小野市	鐘谷奥池ほか1箇所	稲美町	宮谷池ほか1箇所
三田市	三田-2027池ほか1箇所	神河町	成林池
養父市	赤渕池ほか1箇所	市川町	向谷田新池ほか2箇所
南あわじ市	南-381	上郡町	横谷池
朝来市	ふたた池		



兵庫県告示第988号

令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
姫路市	ししわけ池ほか6箇所	南あわじ市	釜池
明石市	更池ほか1箇所	宍粟市	下河原池ほか1箇所
相生市	西野奥下池	猪名川町	上池
三木市	8号調整池	稲美町	竹谷池
高砂市	春日池	神河町	本谷池
小野市	小-102	市川町	市川-144ほか6箇所
三田市	三田-1773ほか1箇所	上郡町	西ノ奥池
養父市	奥山池	新温泉町	下山池ほか3箇所



兵庫県告示第989号

令和4年兵庫県告示第1248号（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	新池ほか10箇所	三木市	三木-123ほか5箇所



兵庫県告示第990号

令和4年兵庫県告示第1249号（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	下池ほか24箇所	加西市	小池
洲本市	髭谷池	南あわじ市	錦谷池
西脇市	治山池	淡路市	水取池ほか1箇所
三木市	三木-3433ほか1箇所		



兵庫県告示第991号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、沼島地区における特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第4項及び第11項の規定により当該事業計画変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業計画変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
沼島地区特定漁港漁場整備事業計画変更の案
- 2 縦覧期間
令和5年9月29日（金）から同年10月19日（木）まで
- 3 縦覧場所
兵庫県農林水産部水産漁港課及び淡路県民局洲本農林水産振興事務所



兵庫県告示第992号

令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

御蔵I（113000104）の項中別図70を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第993号

平成30年兵庫県告示第355号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

丹東(2)I（138000156）の項中別図33を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第994号

令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

西徳久(6)I（139030074）の項中別図125を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第995号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横畑 I (139030067)	佐用郡佐用町西徳久（別図118のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり

兵庫県告示第996号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第1096号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高井(2) I (140020070)	美方郡香美町村岡区大糠（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

兵庫県告示第997号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
加西市	東播都市計画地区計画	加西インター産業団地第2期3工区地区地区計画
同市	東播都市計画地区計画	加西インター産業団地第2期5工区地区地区計画

兵庫県告示第998号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の

規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
たつの市	中播都市計画地区計画	柳森工業団地地区計画



兵庫県告示第999号

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号。以下「条例」という。）第2条の2第2項の規定により、次のとおり区域を指定した。

なお、その関係図書は、兵庫県庁、北播磨県民局及び三木市役所において縦覧に供する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（三木市における条例第2条の2第2項に規定する対象区域から除外する区域一覧）

名称	区域	指定年月日
三木中央線周辺地区地区計画（全部）	三木市末広3丁目、平田、大村、大村1丁目の各一部で別図に示す区域（別図は省略）	令和5年9月29日



兵庫県告示第1000号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05但馬位置0002号	5.9.15	豊岡市九日市下町字中荒原125番の一部	6.17	54.59

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市六麓荘町51番1、51番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市六麓荘町5番8号
亀田芳広
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月14日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-4-2号（3芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（従前地）赤穂市南野中字大角94番、155番7
（仮換地）赤穂市野中・砂子土地区画整理事業92街区3画地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市南野中82番地
有年 スミ子
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年2月21日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-32号（4赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西田原字下野田1743番、1744番、1762番1の一部、1743番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井一丁目1番23号
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤鹿保生
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年7月12日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-19-2号（4福崎）

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和5年9月29日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
県立がんセンター建築その他工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月29日
- 4 落札者の名称及び住所
大林・大鉄・関西特別共同企業体 神戸市中央区加納町4丁目4番17号
- 5 落札金額
14,850,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年6月30日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場の機能の確実な発揮を図るため、令和5年9月14日に次のとおり指示した。

令和5年9月29日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会長 田 沼 政 男

1 指示番号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1015号

2 指示事項

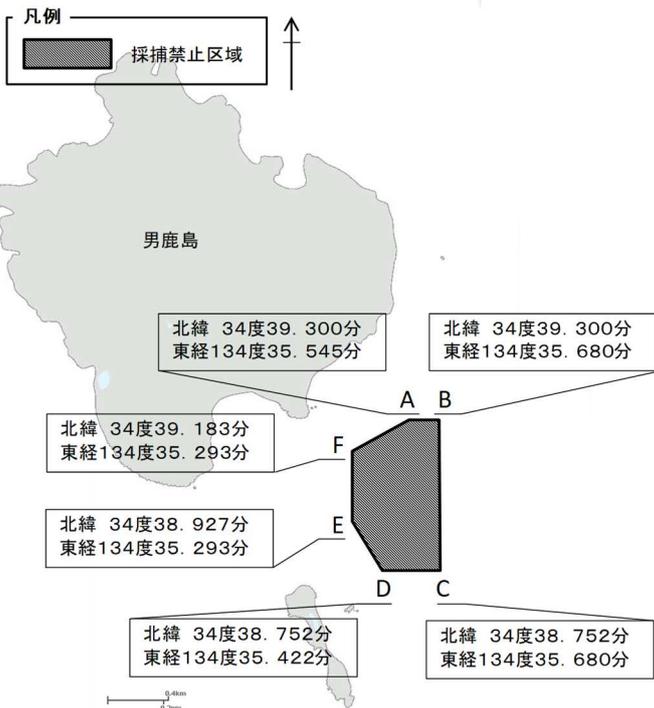
何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域並びにG、H、I、J及びGの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域及びK、L、M、N及びKの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

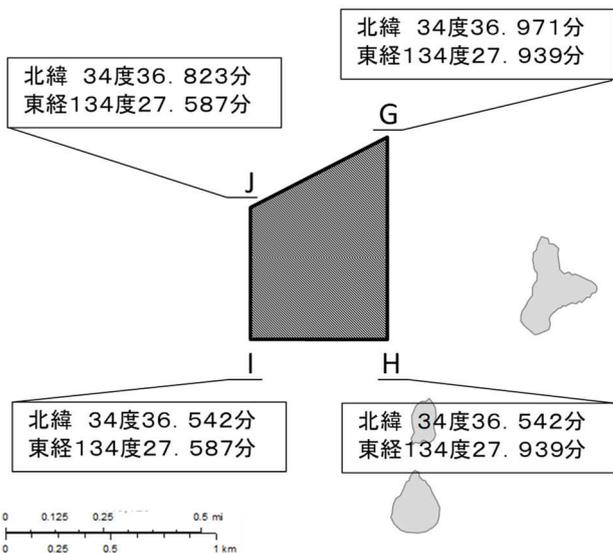
〈各点の位置〉

- A 北緯34度39.300分、東経134度35.545分
- B 北緯34度39.300分、東経134度35.680分
- C 北緯34度38.752分、東経134度35.680分
- D 北緯34度38.752分、東経134度35.422分
- E 北緯34度38.927分、東経134度35.293分
- F 北緯34度39.183分、東経134度35.293分
- G 北緯34度36.971分、東経134度27.939分
- H 北緯34度36.542分、東経134度27.939分
- I 北緯34度36.542分、東経134度27.587分
- J 北緯34度36.823分、東経134度27.587分
- K 北緯34度38.068分、東経134度35.413分
- L 北緯34度37.592分、東経134度35.413分
- M 北緯34度37.592分、東経134度35.267分
- N 北緯34度38.068分、東経134度35.267分

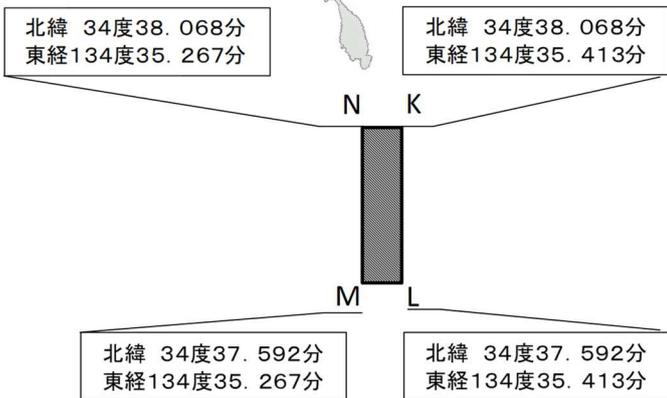
加島地区



三ツ頭島地区



加島南地区



3 指示の有効期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和5年9月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
地域安全総合対策システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月13日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
6,413,110円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年8月4日